

特集

公判前整理手続

昨年11月に公判前整理手続が施行されてから1年余りとなる。この制度は、充実した公判審理に向けた争点・証拠整理、及び公判審理予定の策定を目的としたものであるが、運用の実際はどうであろうか。本特集では、その概要とともに、東京地裁で実際に本制度を活用した会員の体験記をお届けする。

公判前整理手続の概要と問題点

刑事弁護委員会副委員長 兎玉 晃一



公判前整理手続制度の施行

公判前整理手続は、2004年5月の刑事訴訟法改正によって新設された制度である。2005年11月に施行され、今日まで全国各地で相当数が実施されている。

東京でも、2005年11月に第1号事件が実施されている。

公判前整理手続の目的

公判前整理手続の目的は、「充実した公判」と、「審理を継続的、計画的、かつ迅速に行う」という2点にある（刑事訴訟法〔以下「法」〕316条の2第1項）。

実際の運用では、迅速性というところに重点が置かれている例もあるようだが、迅速性を重視するあまり、

「充実した公判」というもう一方の目的を損なうことがあってはならない。

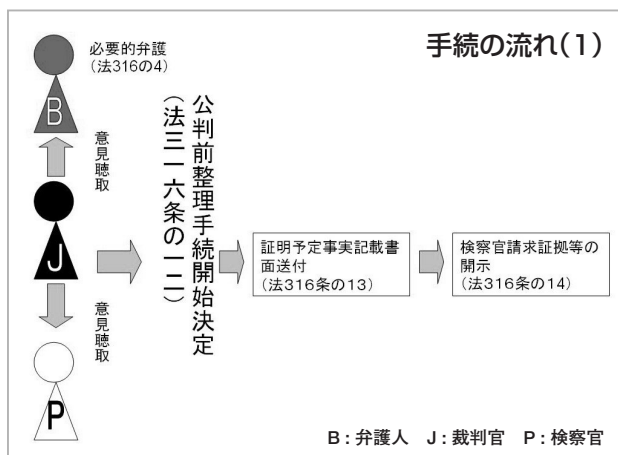
公判前整理手続の概要

(1) 開始決定

裁判所は、公判前整理手続を開始するにあたっては、検察官及び被告人又は弁護人に対して意見を聴かなくてはならない（法316条の2第1項）。

検察官又は弁護人から、公判前整理手続に付することを求めることもあるが、あくまで裁判所の職権発動を促すものに留まり、法文上申立権は認められていない。

開始決定に対して、抗告はできない（法420条）。



(2) 手続の方式

公判前整理手続は、裁判所に出頭して行なう方法と、訴訟関係人が書面を提出することによって行なう方法とがある（法316条の2第2項）。

したがって、裁判所において期日を開く方法ではなく、書面をやり取りする方法によってなされる場合もある。

(3) 必要の弁護

公判前整理手続は、被告人に弁護人が必要とされ、弁護人がいない場合には職権で弁護人を付さなくてはならない（法316条の4第1項・第2項）。

(4) 公判前整理手続で行なう事項

法316条の5第1項は、公判前整理手続で行なう事項を次のとおり列挙しており、実務上も必要に応じてこれらのことが行なわれている。

① 訴因又は罰条を明確にさせること（同項1号）

これにより、起訴状に対する求釈明が実際にも行なわれている。

② 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと（同項2号）

③ 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること（同項3号）

④ 証拠調べの請求をさせること（同項4号）

⑤ 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること（同項5号）

⑥ 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第326条の同意をするかどうかの意見を含む）を確かめること（同項6号）

⑦ 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること（同項7号）

⑧ 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること（同項8号）

⑨ 証拠調べに関する異議の申立てに対して決定をすること（同項9号）

⑩ 証拠開示に関する裁定をすること（同項10号）

⑪ 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めること（同項11号）

(5) 公判期日の指定

上記のとおり、公判前整理手続で公判期日を定めることができ（法316条の5第1項11号）、実際にも公判前整理手続の初期段階で公判期日を決定して、そこに向けて公判前整理手続を終了させるような運用がされた事件もある。

しかし、初期段階では、検察官請求証拠以外にどの程度の証拠が開示され、検討に時間を要するのを見通しが立たないのが普通である。そのような状況で公判期日を定めてしまうのでは、拙速になりかねない。それでは、公判前整理手続の目的の一つである充実した公判（法316条の2第1項）ということが達成できない危険がある。したがって、少なくとも公判前整理手続初期段階で第1回公判期日を定めることは控えるべきであるし、裁判所からの求めがあっても拒否すべきである。

(6) 検察官の証明予定事実記載書面

検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときには証明予定事実記載書面を送付しなくてはならない（法316条の13第1項）。

この証明予定事実は、公判前整理手続における争点整理のための基礎となるものである。その記載は、事件の争点及び証拠の整理に必要な事実を具体的かつ簡潔に明示しなければならない（刑事訴訟規則〔以下「規則」〕217条の19第1項）。証明予定事実を明らかにするに当たっては、事実とこれを明示するために用いる主要な証拠との関係を具体的に明示することその他の適当な方法によって、事件の争点及び証拠の整理が円滑に行なわれるように努めなければならないものとされている（規則217条の20）。

証明予定事実記載書面の送付を受けた弁護人としては、その記載が上記規則に則ったものとなっているかを検討し、必要に応じて検察官に対して直接の釈明を求めたり、あるいは裁判所に釈明の申立てをしていくことになる（規則208条第3項参照）。

(7) 検察官の証拠請求

検察官は証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない（法316条の13第2項）。請求時期を明示した条文はないが、実務上は証明予定事実記載書面の送付と同時にされている。先に述べたとおり、証明予定事実記載書面では事実と証拠の関係を具体的に明示することが要求されているのだから、証明予定事実記載書面送付の段階でその証明に必要な証拠を請求することは当然予定されていると言ってよい。

取調べを請求した証拠書類又は証拠物については、速やかに被告人又は弁護人に対し、開示をしなければならない（法316条の14）。開示の方法であるが、検察官は、被告人及び弁護人に閲覧する機会を与え、弁護人に対しては謄写の機会も与えなくてはならない（法316条の14第1号）。一般の事件では、規則上閲覧の機会が認められているだけで謄写ができるかどうかは争いがあるのに対して（規則178条の6第1項1号）、謄写の機会が明文で保障されている点は（当然のことではあるが）大きな進歩といえよう。

証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人については、その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書のうち、その者が公判期日において供述する内容が明らかになるものを閲覧し、弁護人に対しては謄写する機会が認められた（法316条の14第2号）。

このようにして請求された証拠に対しては、弁護人

は同意をするかどうか又は取調べに異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない（法316条の16第1項）。

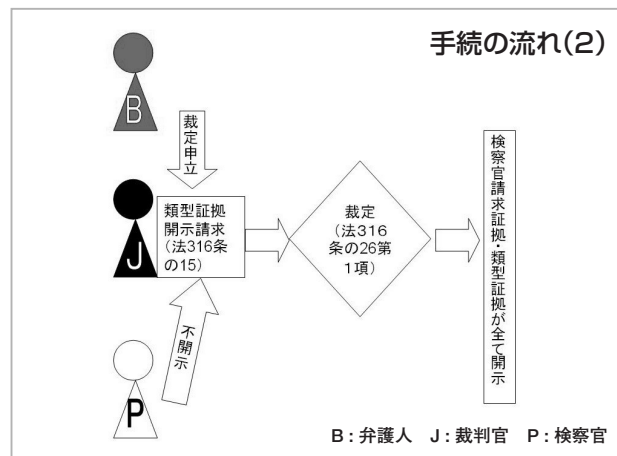
意見を明らかにすべき時期について定めはないが、裁判所は検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞いた上でその期限を決めることができるものとされている（法316条の10第2項）。

いつ意見を述べるかは事案にもよるであろうが、以下に述べるとおり、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要と認められる一定種類の証拠については、開示請求が認められ（類型証拠開示請求。法316条の15）、さらに、弁護人が予定主張を明示した後に主張関連証拠の開示請求を行なうことができる（主張関連証拠開示請求。法316条の20）のであるから、それらによって開示された全ての証拠を検討した上で、検察官の取調べ請求証拠についても意見を述べるのが妥当である。

(8) 類型証拠開示請求（法316条の15）

検察官から証明予定事実が示され、請求証拠等が開示された時点で、被告人又は弁護人からの請求により、一定の検察官の手持ち証拠について開示を求める制度である。公判前整理手続の目玉の一つである。

以下の要件に該当する証拠については、検察官は被告人又は弁護人からの請求があれば速やかに開示しなければならない。従来、検察官が取調べを請求していない証拠については、被告人・弁護人に閲覧させる義務はなく（最決昭35年2月9日決定・判例時報219号34頁）、裁判所の訴訟指揮権に基づく証拠開示命令ができる（最決昭44年4月25日決定・判例時報554号3頁）のみであったが、公判前整理手続においては、条



文の要件を充たせば開示をしなくてはならないとされたのである。実務上も、この制度の活用により、従前では考えられないほど多くの証拠開示が実現されていることが報告されている。

【要件】

①類型該当性（法316条の15第1項各号所定の類型に該当すること）

②重要性

「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるもの」

③相当性

「その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるとき」

①の類型該当性は、当該証拠に記載された標題によって行なわれるのではなく、その実質的な内容によって判断される。

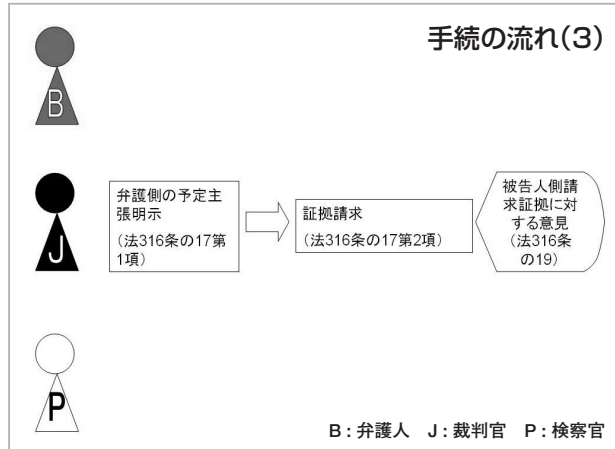
紙幅の関係上、個々の類型について述べることはできないが、例えば法316条の15第1項5号ロでは「検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であって、当該供述録取書が第326条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定している者」の供述録取書は、重要性、相当性の要件を充たせば開示されることとなっている。したがって、検察官が取調べを請求していない未開示供述調書についても、この条文を用いて開示請求をすることができるし、実際にも開示がされている。

開示請求をする場合には、法316条の15第1項に掲げる証拠の類型及び開示請求に係る証拠を識別するに足りる事項並びにその重要性、被告人の防御の準備のために開示が必要であることを明らかにしなければならない（法316条の15第2項）。

証拠を識別するに足りる事項としては、「目撃者の供述調書」などと記載すれば足り、日付や供述者の特定までは必要ない。弁護人側は捜査側の作成した証拠リストを持っているわけではないので、これは当然である。

検察官は、開示請求があった証拠を開示しない場合には、その理由を告げなければならない（規則217条の24）。そして、非開示の場合には、裁判所に裁定を求めることができる（法316条の26）。

手続の流れ(3)



(9) 弁護人の予定主張明示

弁護人は、検察官の証明予定事実記載書面の送付を受け、検察官の取調べ請求証拠並びに類型証拠の開示を受けた場合には、公判で予定している事実上・法律上の主張を明示しなければならない（法316条の17）。

この主張の時期は、「類型証拠の開示を受けた場合」と定められているので、検察官が類型証拠を開示せず裁定を求めている場合には、未だ予定主張を明示すべき時期には至っていない。

この主張にあたっては、検察官主張と同様、具体的かつ簡潔にすることが求められている（規則217条の19第2項）。

ここで明らかにすべき主張は、被告人が公判で行なうことを予定している防御上の主張であり、検察官主張事実についての認否までは求められていない。実務上も、裁判所からそのように求められる事例はあまりないようである。

(10) 弁護人の証拠請求

弁護人は、上記証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない（法316条の17第2項）。やむを得ない事由がない限りは、公判前整理手続において取調べを請求しなかった証拠は、公判で証拠調べ請求することができないので（法316条の32第1項）、弁護側の立証方針も早期に確定しなくてはならない。

弁護人が取調べを請求する証拠については、検察官に閲覧・謄写の機会を与えなくてはならない（法316条の18）。

(11) 主張関連証拠開示請求

予定主張明示後、弁護人はその主張に関連すると認

められる証拠で未開示のものについて、検察官に開示を請求することができ、検察官はその関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときには、これを開示しなければならない（法316条の20第1項）。

ただし、弁護人の主張に関連する証拠の大部分は、類型証拠開示請求の要件に該当する場合が多いであろう。例えば、正当防衛を主張し、それを裏付けるための証拠として目撃者の供述調書の開示を求めたい場合であれば、検察官がもともと取調べを請求した目撃証人の供述調書の証明力を争うために、当該証人やその場にいた者の供述調書を法316条の15第1項5号口の供述調書として請求することができる。弁護人としては、予定主張明示前に類型証拠開示請求によってできる限り多くの証拠開示を求めるべきであり、主張関連証拠開示請求は補充的な位置づけに捉えておくべきである。

主張関連証拠についても、検察官が開示しない場合には、裁判所に裁定を求めることができる（法316条の26第1項）。

(12) 公判前整理結果の確認

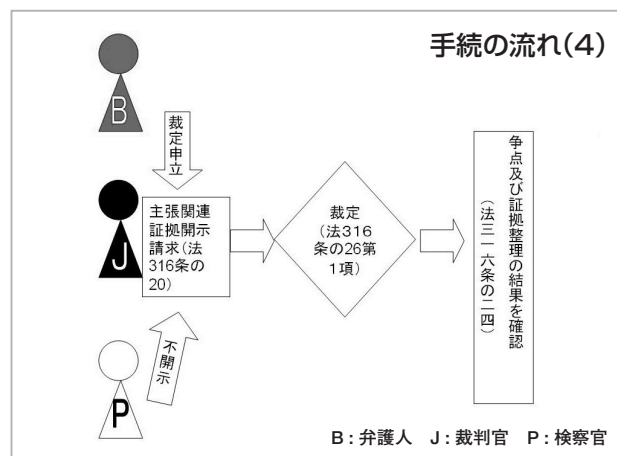
以上全ての手続が完了した段階で、裁判所は検察官及び被告人の間で事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない（法316条の24）。その方法は規則にも定めがないが、裁判所が整理した結果を期日において当事者に口頭で告知し、異議がないことを確認した上で期日調書にその内容を記載しているのが通例である。

(13) 公判前整理手続と保釈

従来、否認事件では第1回公判前に保釈が許可されることは希であり、検察官の請求証人全ての尋問が終了した段階でようやく許可されることが多かった。

しかし、大きく報道された、ライブドア事件の元代表者のように、公判前整理手続に付され、争点が絞り込まれた段階で保釈が認められる例も増えている。

この点、大阪地裁判事松本芳希氏が「裁判員裁判と保釈の運用について」（ジュリスト1312号128頁）で、「公判前整理手続を経由することによって争点・証拠の



整理が早期に確定することは、事実上の効果として、「罪証隠滅の余地を相対的に減少させることにつながる」ことになり、また、保釈の運用について、「否認事件であっても、予想される罪証隠滅行為の態様を考え、被告人がそのような行為に出る現実的具体的可能性があるか、そのような罪証隠滅行為に出たとして実効性があるのかどうか、具体的に検討すべきであって、否認又は黙秘の態度から直ちに罪証隠滅のおそれを肯定するようなことをしてはならない」との提言がなされているが、実務上もそのような考えが浸透してきているようである。

終わりに

公判前整理手続が施行されて1年が経過し、その功罪が指摘されている。一部では、拙速な裁判に繋がるという批判もあり、運用次第ではそのような危険もあることは否定しがたい。

しかし、弁護人が類型証拠開示請求、主張関連証拠開示請求という強力な武器を手に入れたことは間違いない。

また、保釈の運用も確実に変わりつつある。筆者も共犯者とされる者が多数いる否認事件で、公判前整理手続は経なかったものの、進行協議期日で争点の早期整理と確定を進めた結果、第1回公判期日直後に保釈が許可され、抗告審でも維持された経験がある。

既に新たな制度を活用し、被告人の権利擁護を拡充している弁護人が全国で増加中である。未経験の方にも、積極的に公判前整理手続を利用して、充実した弁護活動を繰り広げられることを期待したい。

私の公判前整理手続体験記-1

裁判員裁判を見据え
法曹の協同意識 生み出す効果も

会員 渡邊 英城



事 案

起訴罪名は強姦致傷。公訴事実の概略は、被告人は、深夜人通りの少ない遊歩道上で、強姦目的で女性を襲い、背後から腕を首に巻き付け、カッターナイフを突き付けるなどの暴行脅迫を加えたものの、転倒して強姦の目的を遂げなかったが、その際の暴行により被害女性に全治1週間の傷害を負わせたというものであった。

母親の要請で私が初めて接見した際、被疑者は、「強姦する目的はなく、ただ、うつぶんをはらすために暴力を振るう目的だった」と述べた。実際、逮捕時の罪名は傷害であった。しかしながら、捜査官の取調べは当初から強姦致傷に向けられており、初回接見の2日前には、強姦目的で襲ったことを認める上申書及び供述調書が作成されていた。私は、本件を私選で受任し、自白の経緯や取調状況について聴取して弁護人に対する供述録取書を作成したほか、「被疑者ノート」を差し入れて取調べの経過を記録するように指示をし、被疑者はそれ以降否認に転じた。被疑者との接見を重ねつつ捜査担当検察官に対し、強姦の犯意については疑いがあるので慎重に捜査を進めるように申し入れたが、結局強姦致傷の罪名で起訴された。公判における争点は、強姦の犯意の有無であった。

公判前整理手続のはじまり

6月2日〔起訴〕

6月12日〔1本の電話〕 裁判長から直々に電話があり、「進行協議をしたいので裁判所にお越し願いたい」とのこと。この時点では、公判前整理手続という言葉はついぞ出なかった。

6月14日〔裁判所との進行協議〕 裁判所と弁護人のみでの打合せ。裁判長が心なしか言いにくそうに

「本件は公判前整理手続に付すのに適すると考えるのですが、いかがでしょうか？」と。思ってもいなかった申し出に焦り、かつ、イメージが湧かなかったが、従来の手続よりは悪くないだろうなどと考えてお受けする。雑談の中で聞いたところでは、「将来、裁判員裁判による審理が想定される重大事件かつ否認事件で、私選弁護人が選任されているもの」という要件で試験的に事件をピックアップしていたようである。ぴったりと当てはまってしまったわけだが、最後の「私選」という要件は、トホホであった。裁判所に罪はないが、常に私選の方が国選より報酬が高いというものではない。

6月20日〔公判前整理手続に付すことを求める意見書提出〕 現在の運用としては、裁判所は、当事者からの申し出を受けて相手方の意見を聞き、公判前整理手続に付すことを決定する形をとっているようである。そんな、そっち（裁判所）から持ちかけておいて、まあ、大した手間ではないからいいけれど…。

6月27日〔期日指定・期日請書提出〕 公判前整理手続期日が5回分（予備期日1回を含む）まとめて事実上指定された。概ね1週間から10日おきの間隔。話には聞いていたが、ペースの速さはかなりのものである。

公判前整理手続の経過

以下に、どんなスケジュールでどのような作業が必要だったかということについて、主だった内容を時系列にまとめてみた（括弧内は行為者）。

6月中旬 請求予定証拠の開示（検察官）

7月4日 証明予定事実記載書提出（検察官）

7月8日〔第1回公判前整理手続期日〕 本件の争点（強姦の犯意の有無）、検察官請求証拠に対する事実上の意見等を尋ねられ、次回期日までに類型証拠の

開示請求（弁護人）、証拠開示（検察官）、不同意予定の証人の調書について合意書面案の作成（弁護人）等を行なうことが決められる。

7月12日 類型証拠の証拠開示請求書を提出（弁護人）

7月18日 検察官より証拠開示（検察官）

7月18日 合意書面案提示（弁護人）

7月21日〔第2回公判前整理手続期日〕 弁護人の提示した合意書面案では毒にも薬にもならないため（と思われる）、検察官は当該証人にかかる調書の証拠請求自体を撤回。次回期日までに、主張関連証拠の開示請求（弁護人）、証拠開示（検察官）、予定主張記載書面の作成（弁護人）を行なうことが決められる。

7月24日 主張関連証拠の証拠開示請求書を提出（弁護人）

7月24日 証拠開示（検察官）

7月25日 予定主張記載書面を提出（弁護人）

7月27日〔第3回公判前整理手続期日〕 次回期日までに弁護人請求証拠の開示及び証拠請求等を行なうことが決められる。

8月1日～8月5日 弁護人側の証拠収集

8月7日 弁護人の請求予定証拠開示（弁護人）

8月7日 証拠調べ請求書を提出（弁護人）

8月9日〔第4回公判前整理手続期日〕 証拠の採否を確定し、公判における審理計画を確認して公判前整理手続が終了した。

こんな雰囲気

公判前整理手続は、高地簡裁合同庁舎11階皇居側の地裁刑事裁判官第2研究室という会議室で行なわれた。2面がガラス張りの明るい部屋には、1辺に10名程度が着くことのできる大きなテーブルが置かれており、その片側に裁判官及び裁判所書記官が着席し、対面に検察官と弁護人が並んで座るというスタイルであった。検察官は常時3名が出席し、時々公判部副部長もオブザーバーで同席。弁護人よりも検察官の数の方が多い事件は初めての経験である。

細かなことであり、評価は分かれるであろうが、検察官と弁護人とが向き合って座る対面方式と異なり、並んで座ることには、対抗意識よりも「充実した審理にしよう」という法曹の協同意識のようなものを生み出す効果があるように思われた。1回の期日は約60分。

裁判官は非常に丁寧に双方の話を聞き（なお、裁判官もよく喋った。個性によるのだろうと思う）、主張の整理と今後の審理計画の策定が行なわれた。こんなに長時間、刑事裁判官や検察官と比較的和やかな雰囲気です話したのは初めてのことであり、（終わってみれば汗びっしょりだったものの）従来とは違う手応えを感じたことは事実である。

それにしても、期日間の準備はかなり慌ただしいものとなった。裁判所は気楽に「では、期日間をお願いします」と言うが、こっちは、その期日に間に合わせるために、次の期日までの間にいっぱい他の仕事をずらして何とかやり繰りしている。「お前の段取りが悪い」と言われればそれまでだが、かくして、公判前整理手続が行なわれた期間を挟む1か月半ほどの間は、慢性的な「お仕事玉突き状態症候群」に見舞われて、私の夏休みは見事に消えてしまった。

加えて、公判前整理手続終了後の証拠調べ請求の制限は相当なプレッシャーである。予定主張記載書面を公判前整理手続中に提出しなければならないことと相俟って、公判前整理手続の期間中に、従来の手続でいう弁論要旨に近いものが出来上がっていただけないように感じられた。本件の場合には、争点が単純であったことと、証人等が公判廷でどのような供述をするかがある程度予想可能であったことから、何とか公判前整理手続中に、どういう証拠に基づいてどんな主張をするかの骨格をまとめることができたように思うが、尋問の結果が予想にくい場合や、供述を聞いてみなければ他に証拠が存在するかどうか、あるいは、証拠をどう評価してよいかわからないような場合には、対応がかなり難しいのではなかろうか（後述するように、本件では、証人尋問後に証拠調べを請求した証拠について辛うじて採用してもらえたが、裁判所の運用次第では、弁護人にとって厳しい状況になる可能性もあると思う）。公判前整理手続が終了した後も主張の追加・変更には制限がないというものの、証拠が変わらないのにそう簡単に主張を変えることって可能なのだろうか…？

公判も短期集中審理

公判前整理手続のある意味で当然の帰結として、公判は短期間の集中審理となった。裁判所からは、5分

単位で各公判期日のスケジュールを記入した「審理計画表」があらかじめ交付された（もっとも、その内容が厳密に守られたわけではない）。公判はほぼ1週間おき、判決までの期間も中3週間であり、裁判に要する期間短縮という観点では大いに効果があったと思われる。

9月8日〔第1回公判期日〕 冒頭手続，同意書証取調べ，証人尋問（2名）

9月15日〔第2回公判期日〕 被告人質問，証人尋問（2名），採用書証取調べ

9月25日〔第3回公判期日〕 採用書証取調べ，論告・弁論

10月19日〔第4回公判期日〕 判決言渡し

公判前整理手続を経た事件の冒頭手続においては、弁護人の冒頭陳述が義務づけられる。冒頭陳述は、証拠を引用しながら公判前整理手続において提出した予定主張を膨らませるという方法で準備したので、準備における負担感はそれほどなかった。ただし、今回は裁判員裁判を若干意識しつつ、写真等をプロジェクターで映写して展示したり、検察側は冒頭陳述にパワーポイントによるスライドショーを用いるという試みが行なわれた（そのために、検察側も弁護側もパソコンを法廷に持ち込み、開廷15分前からリハーサル兼機器のチェックを行なった）。裁判員裁判においては、プレゼンテーションのソフトやノウハウがよく話題に上がるが、そういう機器を法廷でちゃんと操作することができるかということも忘れてはならない問題である。前述したように、検察官は、公判にも3名が立ち会っており、1人が冒頭陳述を行なっているときに他の者がタイミングを合わせながら機器を操作して画面を進めるといった芸当ができる（今後も同様の体制をとるのかどうか知らないが、まあ、よく練習している）。他方、こちらは弁護人1人。機器の操作をしながら冒頭陳述をしていると、どうしても話が止まりそうになったり画面と話の内容とがずれてしまったりしかねない。意外なところにマンパワーの必要性を感じた。

また、検察官が冒頭陳述に用いたスライドショーには、文字だけでなく、現場見取図や現場付近の地図なども含まれており、その上に被害者や被告人の経路が矢印で順次表示されるという「動き」も加えられていた。しかも、検察官はレーザーポインターまで用意して、（失礼ながら使い方には大いに改善の余地があっ

たが）ちょっとした企業のプレゼンテーションのようであった。「そんなやり方、いつまで続くかは分からないさ」とは思うが、彼の大組織が力を注いで取り組んでいることは明らかである。なお、夏休みでもないのに、毎回、合議法廷の傍聴席がほぼ満席で、傍聴席に入りきれない傍聴人もいた。後で聞けば、その多くは検察修習中の司法修習生だったとのこと。おそらく、後で感想を聞いて改善の検討などもしているのだろう。検察庁も相当力を入れているようだ。

ところで、検察官が冒頭陳述で用いたスライドショーには、被告人の弁解として、まだ取調べ前の供述調書の一部を引用した記載やそれに対する評価・反論が含まれていた。「はっ」と思ったが、既に映写された後。実害はなかったと思うが、スライドショーなどについては、映写する前に開示を受ける手続が望まれるところである。

公判前整理手続終了後の証拠調べ請求

前にも述べたが、本件では、証人尋問（取調べ担当警察官）が終わった後に、その証言の信用性を弾劾するための書証（検察官による弁解録取書）の取調べを請求した。検察官は公判前整理手続が終了していることなどを理由に猛然と反対したが、裁判所は30分近く奥で合議を行ない、最終的に「やむを得ない事由によって請求することができなかったもの」に該当するということで当該証拠を採用してくれた。何とかいわば救済されたことになる。弁護人が検面調書を証拠請求して検察官が反対するというのも変な構図ではあったが、公判前整理手続を経た事件の場合には、証拠の取捨選択・請求のタイミングに相当な注意を払う必要があることは事実である。事件の内容によっては、公判前整理手続を経たことが明らかに足枷になる可能性もあると思われる。

裁判所の協力体制も印象的

まだ始まって間もない手続のためか、裁判所の協力体制にも積極的なものがあった。とくに、裁判所書記官は非常に熱心にサポートしてくれた。前述したOA機器の準備の打合せはもちろんのこと、驚くべき速さ（およそ中2日）で長時間に亘る証人尋問や被告人質

問の録音反訳を完遂してくれた。補助者がいれば別だろうが、一人で尋問に立っている場合、発問したり考えたりしながら証人等の供述をきちんと記録・記憶する余裕はなく、かつ、少なくとも私には、尋問の記録を見ずに弁論をする自信はない。書記官氏の取り計らいはとても有り難く、裁判所全体として公判前整理手続とこれに続く短期集中審理を支えようという意思が感じられた。

おわりに

昨年の私の刑事事件による収入は、総収入の1%に満たない。それにもかかわらず、公判前整理手続から公判にかけての期間中は、けっして大げさでなく全執務時間の60%以上を費やさざるをえなかった。私の不慣れや能力不足による面があるとしても、経済的に見ればまったく合理性はない。それでも、この期間中、私は何か高揚感のようなものを感じていた。主張の整理や審理計画の策定に当たっても、十分に時間をかけて意見を聞いてもらえるし、裁判官や検察官と会話をする中で、おぼろげではあるものの各人がどんな関心や問題意識を持っているのかが見えてくる。それを意識して主張や証拠を検討して次回期日に臨むというプロセスには、喜びと言ったら言い過ぎかもしれないが、これまでの刑事事件にない刺激があったことは事実である。

また、手続全体を通じて検察官の対応もすこぶるフェアなものであったことは印象深い。私の知る本件限りで言えば、検察官にも、試行錯誤しながらも新しい手続を何とか育てていこうという意気込みが感じられた。

追記（判決の結果）

判決では、弁護人の主張はすべて斥けられ、被告人に対し懲役4年の実刑（未決勾留60日算入）が言い渡された。全面敗訴である。第一審裁判所の判断は判断として受け入れて対応するよりないが、私には、望んでいた結果が出なかったからといって公判前整理手続を否定的に評価する気持ちはない。

公判前整理手続及びこれに続く短期集中審理の期間中、他の仕事もあって、結局、土日を含め夏休みは1日も取れなかった。集中力が求められ、負担感やプレッシャーは相当なものである。おまけに、第一審の結論は、相も変わらぬほろ苦いものに終わってしまった。

それでも、公判前整理手続には、これまで以上に刑事訴訟において弁護人が存在感を示し、その運営に積極的に関わっていくことのできる可能性がたしかにあると思う。裁判員裁判が導入された後には、手続だけではなく結論（判断）だって大きく変わる可能性もあるだろう。第一審を終えて、相も変わらぬ無力感を感じながらも、もう1回くらいなら公判前整理手続にチャレンジしてみようか、などと考えている。

私の公判前整理手続体験記-2

画期的な「証拠開示制度」 弁護人側の大きなメリットに

会員 藤原 大吾



事件

本件は、私が初めて経験した公判前整理手続に付された事件である。

事件は、殺人で、被告人が、深夜、路上において、被害者が被告人の運転車両にしがみついているのを認

識しながら、殺意をもって、同車を急発進させて被害者を引きずり倒したうえ、同車後輪で被害者の顔面および頭部を轢過し、よって、脳挫滅および頭蓋骨骨折による出血により死亡させて殺害したというものであった。

被告人は、同時刻、同所において同車を発進させたことは認めるものであったが、被害者が同車にしがみ

ついていたこと、同車が被害者を轢過したことを否認し、殺意、殺害行為を争った。

弁護人は、私と坂根真也弁護士の2名が国選弁護人に選任された。

手続開始

公判前整理手続の開始は、裁判所が、検察官、被告人または弁護人の意見を聴いたうえで、裁判所の決定によって付される（刑訴法316条の2第1項）。

本件は、検察官から、公判前整理手続に付されることを求める意見が出されたのを契機に本手続となった事件である。

公判前整理手続

(1) 手続進行

本件において、具体的な手続には、裁判所、弁護人、検察官の3者が裁判所内の会議室等に出席してやり取りを行なう形式の打ち合わせ期日が、2週間に1回程度のペースで合計6回開かれて進められた。

検察官からの証明予定事実記載書面の送付、証拠開示、弁護人からの証拠開示請求、予定主張事実記載書面の送付等は、弁護人と検察官との間で、直接、郵送、ファックスや電話連絡によって行ない、裁判所が打ち合わせ期日において進行状況の確認をするというかたちで進められた。

そして、最後に公判前整理手続期日が1回開かれ、それまでの打ち合わせ期日の結果をふまえて、争点と証拠の整理、公判期日、審理予定が定められた。

以上の手続の進行としては、弁護人としても、検察官の請求証拠の点数や内容等から推測して余裕を持って準備のできるよう期日を決めていったので、実際にもある程度の余裕を持って準備ができるペースで進められたと思う。

(2) 証拠開示請求

公判前整理手続において、まず、検察官より証明予定事実記載書面の提出と、これを証明するための証拠請求、証拠開示が行なわれる（刑訴法316条の13、14）。

これを受けて、弁護人としては、検察官の手持ち証拠に対して類型証拠開示請求を行なうことになる（刑

訴法316条の15）。

また、さらに、弁護人としては、予定主張の明示と検察官の手持ち証拠に対して主張関連証拠開示請求を行なうことになる（刑訴法316条の17、20）。

弁護人側にとっての公判前整理手続の最大の利点は、証拠開示制度にあり、弁護人としては、かかる制度をいかに使いこなせるかが問われると思う。

類型証拠開示請求においては、争点に関する限りではなく、検察官の請求証拠すべてにつき証明力を判断するために必要として、一定の類型に該当する検察官の手持ち証拠の開示を請求できる。

例えば、被告人の不利益供述の任意性を争うものでも、当然に、他の被告人の供述調書や取調状況報告書等の開示が請求によりなされる（刑訴法316条の15第1項7号、8号）。

そして、弁護人がどれだけ多くの証拠を開示させることができるかは、検察官の手持ち証拠としてどのような証拠があるのか、すなわち捜査機関がどのような捜査を行ない、どのような証拠を収集し、また証拠を作成していくのかについて、当該弁護人の知識、理解にかかるものといえる。

本件の争点との関係では、目撃者らの証言が検察官立証の柱となるところ、内容の変遷が見られる同人らの警察官面前調書の開示を受けた。

その他、検察官が類型に該当しない等と回答しつつも任意に開示した証拠を含めて、合計96点の証拠が開示された（なお、検察官請求証拠は甲号証48点、乙号証19点であった）。

日頃から、証拠収集能力の点で被告人側が検察官に対し圧倒的劣位に立ち、証拠の点では被告人側は検察官の手のひらの上に乗せられていると感じざるを得ないところを、検察官とほぼ同じ証拠を見渡し対等な立場に近づけた感じがし、大変感動的であった。

ぜひ、ほかの事件でも、証拠開示が必要ならば、公判前整理手続を積極的に利用していきたいと思った。

(3) 証拠整理

公判前整理手続において、証拠調べ請求、これに対する意見聴取、証拠決定等の証拠整理が行なわれる。

この点、公判前整理手続後の証拠請求は、原則として認められず証拠制限がなされることになる（刑訴法316条の32）。

公判審理

本件において、公判前整理手続において争点と証拠の整理がなされた結果、公判における審理は、証人尋問5名と被告人質問を行なうことになった。

また、期日は、論告弁論期日と判決言渡し期日を含めて7回開かれることになった。

そして、証人尋問、被告人質問は、週1回程のペースで行なわれることになった（なお、本原稿執筆現在、証人4名の証人尋問が終了した）。

公判審理の進行としても、ある程度の余裕を持って準備できるペースで進められているとの実感である。

第一審全体としては、起訴から第1回公判まで、すなわち公判前整理手続に要した期間は約5か月（弁護人選任からは約4か月）、第1回公判から判決言渡しまでは約4か月程度である。

まとめ

本件の公判前整理手続事件を受任するにあたって、私にとって、全く未知の新制度で手続等の負担がとても重いという先入観があった。

しかし、負担の点は、確かに重い面はあるが、余裕を持って手続を進められるように期日を入れることで、実際にもある程度の余裕を準備できた。

そして、新制度という点で、前述のとおり、証拠開示制度による弁護人側のメリットが大きく、むしろ弁護人として積極的に活用を検討すべき制度であるとの実感である。

同時に、かかる公判前整理手続を十分に生かしていくためにも、私自身としては、さらに本制度の知識、理解を深め、他の経験等を共有させてもらう等の努力と研鑽が不可欠であると思った。